

長久手市介護支援専門員等研修受講料補助金交付要綱

(通則)

第1条 長久手市介護支援専門員等研修受講料補助金（以下「補助金」という。）の交付については、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手市規則第6号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、長久手市内の介護保険施設又は事業所（以下「事業所等」という。）を運営している法人（以下「事業者等」という。）が、事業所等で必要となる介護支援専門員等を安定的に配置することを支援するために、事業所等に所属する職員（以下「従業員」という。）が介護支援専門員等の資格取得及び更新のために必要となる研修を受講した際に、予算の範囲内において事業者等が負担した受講料の一部を市が補助することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護支援専門員等

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第5項に規定する介護支援専門員及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員

(2) 介護支援専門員実務研修

法第69条の2第1項及び省令第113条の4に定める介護支援専門員実務研修

(3) 介護支援専門員更新研修（88時間）

法第69条の8第2項及び省令第113条の18に規定する更新研修のうち、実務経験者としての更新研修が初めての者に対する更新研修

(4) 介護支援専門員更新研修（32時間）

法第69条の8第2項及び省令第113条の18に規定する更新研修のうち、実務経験者としての更新研修が2回目以降の者に対する更新研修

(5) 専門研修課程 I

法第69条の8第2項ただし書きに規定する研修のうち、介護支援専門員としての実務に従事している者であって、就業後6か月以上の者を対象にした研修

(6) 専門研修課程 II

法第69条の8第2項ただし書きに規定する研修のうち、介護支援専門員としての実務に従事している者であって、専門研修課程Iを修了している就業後3年以上の者を対象にした研修

(7) 介護支援専門員更新研修（未経験）

法第69条の8第2項及び省令第113条の18に規定する更新研修のうち、実務未経験者に対する更新研修

(8) 再研修

法第69条の7第2項及び省令第113条の16に規定する再研修

(9) 主任介護支援専門員研修

省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修

(10) 主任介護支援専門員更新研修

省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員更新研修
(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる事業者等（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げるサービス等のいずれか1つ以上を行う事業所等を市内に有している事業者等とする。

(1) 法第8条第1項に規定する居宅サービス

(2) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス

(3) 法第8条第24項に規定する居宅介護支援

(4) 法第8条第26項に規定する施設サービス

(5) 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス

(6) 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス

(7) 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援

(8) 法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業又は同号ハに規定する第一号生活支援事業

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 この補助金の交付に係る対象研修、補助基準額、補助対象経費及び補助金額は別表のとおりとする。

- 2 対象研修は、交付申請を行う当該年度中に愛知県内で実施する研修に限る。
- 3 当該事業に対し、他の同種の補助金等の交付を受けている場合は補助の対象としない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、長久手市介護支援専門員等研修受講料補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、別表に定める研修の修了日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 受講料の支払を証する書類の写し（申請者が負担した受講料を確認できるもの）
- (2) 修了証の写し
- (3) 在職証明書（様式第2号）

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、速やかにその内容等を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を長久手市介護支援専門員等研修受講料補助金交付決定通知書（様式第3号）又は長久手市介護支援専門員等研修受講料補助金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

- 2 申請者は、前項の規定による交付決定を受けたときは、長久手市介護支援専門員等研修受講料補助金請求書（様式第5号）により速やかに当該補助金を市長に請求する。

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月6日に施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

対象研修	補助基準額	補助対象経費	補助金額
介護支援専門員実務研修	22,000円／人	事業者等が負担する、従業員が受講する対象研修の受講に要した費用(受講料以外の費用(資料代及び旅費等)は対象外)	補助基準額又は補助対象経費に8分の3を乗じて得た額のうち、いずれか低い額。なお、補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
介護支援専門員更新研修(88時間)	25,000円／人		
介護支援専門員更新研修(32時間)	10,000円／人		
専門研修課程Ⅰ	14,000円／人		
専門研修課程Ⅱ	10,000円／人		
介護支援専門員更新研修(未経験)	13,000円／人		
再研修	13,000円／人		
主任介護支援専門員研修	24,000円／人		
主任介護支援専門員更新研修	22,000円／人		